



「健康保険取扱」という  
接骨院で、肩こりに  
健康保険は使えますか？

### こんな場合に健康保険は使えません

接骨院や整骨院(柔道整復師)では、「健康保険取扱」という看板を掲げていても、健康保険の対象になるのはケガの場合に限られます。肩こりや筋肉痛でマッサージを受けた場合などは全額自己負担になります。

#### ご注意ください!

次のような場合は健康保険の対象にはなりません。

- 日常生活による肩こりや腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛
- 加齢による痛み
- 神経痛やリウマチ、ヘルニア、五十肩などによる痛みやしびれ
- 脳疾患後遺症などの慢性の病気
- 整形外科などの医療機関で治療中のもの
- 工作中・通勤途中のケガ(労災保険の対象になります)

### 接骨院や整骨院にかかるときの注意点

#### 症状と原因を正確に伝える

いつからどんな症状があるのか、ケガの場合は原因を正しく伝えましょう。交通事故などの第三者の行為によるケガの場合は、必ず健保組合へご連絡ください。

#### 「療養費支給申請書」を確認する

健康保険で施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の内容(負傷原因、施術内容、日数、金額)をよく確認し、自身で署名や捺印をしてください。白紙の用紙に署名をするのはやめましょう。

#### 領収書を必ず受け取る

領収書や明細書は保管し、健康保険を使ったときは、後日健保組合から送られる医療費のお知らせの金額と内容に相違がないかを確認しましょう。疑問点がある場合は健保組合へご連絡ください。

#### 健保組合からの照会について

接骨院や整骨院への支払いが適正なものかどうかを確認するため、健保組合から、接骨院や整骨院で受けた施術の内容などについて照会をさせていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

接骨院や整骨院で  
健康保険が使えるのは、  
ケガの場合だけです!

接骨院や整骨院で健康保険  
を使うのは、外傷性のケガ  
(打撲、ねんざ、挫傷(肉離れ)、脱臼、骨折)に限られます。なお、脱臼と骨折については、緊急時以外は医師の同意が必要です。